選 択 約 款 変 更 届 出 書

客営計　第40号
平成26年１月15日

経済産業大臣　茂　木　敏　充　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成26年３月１日

別　紙

深 夜 電 力

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

Ⅰ　本　　則

１　目　　的

この選択約款は，負荷の平準化を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

２　選択約款の届出および変更

（１）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（２）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（３）　当社は，電気供給約款（平成26年１月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

３　深夜電力Ａ

（１）　適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約電力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

（４） 供給条件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社は，供給設備の状況により，（１）の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

（５） 料　　金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，供給約款27（料金の算定）（１）イの場合で，需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

なお，平成26年５月31日までに使用される電気にはＡ表を，平成26年６月１日以降に使用される電気にはＢ表を適用いたします。

イ　早収料金

早収料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，別表３（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

Ａ表（平成26年５月31日まで）

１契約につき	1,075円68銭

Ｂ表（平成26年６月１日以降）

１契約につき	1,082円16銭

ロ　遅収料金

遅収料金は，早収料金にその３パーセントを加えたものといたします。

（６）　そ の 他

イ　お客さまが希望される場合は，１需要場所において，供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と，この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　この選択約款に定めのない規定については，次に定める場合を除き，供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

（イ）　供給約款36（供給の停止）（３）に定める事項については，供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合，供給約款36（供給の停止）（３）へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

（ロ）　供給約款38（供給停止期間中の料金）に定める事項については，停止期間中の料金を申し受けません。

（ハ）　供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。

（ニ）　供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。

ハ　この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

４　深夜電力Ｂ

（１）　適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

（２）　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款20（低圧電力）（４）に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

（３）　供給条件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社は，供給設備の状況により，（１）の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

（４）　料　　金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，供給約款27（料金の算定）（１）イの場合で，需給契約が消滅したときに供

給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

なお，平成26年５月31日までに使用される電気にはＡ表を，平成26年６月１日以降に使用される電気にはＢ表を適用いたします。

イ　早収料金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，別表１（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合は，早収料金は，基本料金および電力量料金の合計から（ハ）によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

Ａ表，Ｂ表共通

契約電力１キロワットにつき	313円20銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

Ａ表（平成26年５月31日まで）

１キロワット時につき	9円96銭

Ｂ表（平成26年６月１日以降）

１キロワット時につき	10円02銭

（ハ） 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額＝割引対象額×15パーセント

割引対象額＝（イ）の基本料金＋その１月の使用電力量に（ロ）の該当料金を適用して算定された金額

ロ 遅収料金

遅収料金は，早収料金にその３パーセントを加えたものといたします。

（５） そ の 他

イ お客さまが希望される場合は，１需要場所において，供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と，この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ この選択約款に定めのない規定については，次に定める場合を除き，供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

（イ） 供給約款36（供給の停止）（３）に定める事項については，供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合，供給約款36（供給の停止）（３）へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

（ロ） 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。

（ハ） 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。

ハ この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実施細目

1　深夜電力A

（1）　供給条件

契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）（1）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

2　深夜電力B

（1）　供給条件

イ　契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）（1）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（2）　通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ　通電制御型夜間蓄熱式機器

（イ）　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

（ロ）　当社は，別表1（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

（イ）　契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の算式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ロ） 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となったことにより，料金に変更があった場合は，供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

（ハ） 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

（ニ） （ロ）または供給約款27（料金の算定）（１）ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，その１月の使用電力量を料金に変更があった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

（ホ） 供給約款41（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は，本則４（深夜電力Ｂ）（４）イ（ハ）によって算定された割引対象額から供給約款41（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

附　　則

1　実 施 期 日

この選択約款は，平成26年３月１日から実施いたします。

2　10時間通電機器にかかわる特別措置

深夜電力Ｂのお客さまが，電気供給規程（昭和51年８月20日認可。）実施の際現に設置されている標準的な所要通電時間数が10時間の貯湯式電気温水器（以下「10時間通電機器」といいます。）を使用される場合は，当該10時間通電機器を取り外される日までの期間に限り，当社は，毎日午前８時から午後10時までの時間の電気の供給をしゃ断する装置を取り付けます。

なお，お客さまが10時間通電機器を取り外される場合は，あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，10時間通電機器を取り外される日に，この特別措置の適用を終了いたします。

3　この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

（１）　平成26年３月31日までは，変更前の選択約款の深夜電力（平成25年１月31日届出。）を適用いたします。ただし，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，この選択約款の別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じて適用いたします。

（２）　平成26年４月１日以降は，この選択約款を適用いたします。

4　消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年８月22日法律第68号）第５条第２項の適用を受ける，平成26年３月31日以前から需給契約が継続し平成26年４月１日から平成26年４月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年４月１

日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年５月１日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年３月13日政令第56号〕第４条第３項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，次のとおりといたします。

（１） 本則３（深夜電力Ａ）および本則４（深夜電力Ｂ）の料金率については，本則３（深夜電力Ａ）（５）イおよび本則４（深夜電力Ｂ）（４）イにかかわらず，次のとおりといたします。

イ　深夜電力Ａ

１契約につき	1,045円80銭

ロ　深夜電力Ｂ

（イ） 基本料金

契約電力１キロワットにつき	304円50銭

（ロ） 電力量料金

１キロワット時につき	9円68銭

（２） 別表３（燃料費調整）の基準単価については，別表３（燃料費調整）（２）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　深夜電力Ａ

１契約につき	23円41銭5厘

ロ　深夜電力Ｂ

１キロワット時につき	23銭4厘

別　　表

1　通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次の（1）または（2）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

（1）　次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

イ　給水温度を検知できること。

ロ　イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ　ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ　契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

（2）　（1）に準ずる場合で，当社が認めたもの。

2　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を

除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　深夜電力Ａの場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（イ）　深夜電力Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，深夜電力Ａの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

（ロ）　深夜電力Ｂ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

（イ）　（ロ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された

金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（ロ） 深夜電力Ａの場合は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

３ 燃料費調整

（１） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1543

β＝0.1322

γ＝0.9761

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均

石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = （26{,}000円 - 平均燃料価格） \times \frac{（２）の基準単価}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り，かつ，39,000円以下の場合

$$燃料費調整単価 = （平均燃料価格 - 26{,}000円） \times \frac{（２）の基準単価}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は，39,000円といたします。

$$燃料費調整単価 = （39{,}000円 - 26{,}000円） \times \frac{（２）の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ロ）の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

（ロ） 深夜電力Ａの場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ　燃料費調整額

（イ） 深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

（ロ） 深夜電力Ｂ

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２） 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　深夜電力Ａ

基準単価は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	24円08銭4厘

ロ　深夜電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	24銭1厘

（３） 燃料費調整単価等の掲示

当社は，（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法施行規則第26条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

３　料金の算定説明

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成26年１月15日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成25年１月31日届出の深夜電力（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

（１）　電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

（2） 新旧料金率比較表

現行料金				改定料金			
区分		単位	早収料金率	区分		単位	早収料金率
深夜電力A		1契約	円 銭 1,045.80	深夜電力A	（A表〔平成26年5月31日まで〕）	1契約	円 銭 1,075.68
					（B表〔平成26年6月1日以降〕）	1契約	1,082.16
深夜電力B	基本料金	1kW	304.50	深夜電力B	（A表〔平成26年5月31日まで〕） 基本料金	1kW	313.20
	電力量料金	1kWh	9.68		電力量料金	1kWh	9.96
					（B表〔平成26年6月1日以降〕） 基本料金	1kW	313.20
					電力量料金	1kWh	10.02
	通電制御型夜間蓄熱式機器割引額	割引対象額の15パーセント			通電制御型夜間蓄熱式機器割引額	割引対象額の15パーセント	

（注）現行料金および改定料金の「早収料金率」は，燃料費調整単価を含まない。

附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）

現行料金				新設料金			
区分		単位	早収料金率	区分		単位	早収料金率
深夜電力A				深夜電力A		1契約	円 銭 1,045.80
深夜電力B				深夜電力B	基本料金	1kW	304.50
					電力量料金	1kWh	9.68

（注）新設料金の「早収料金率」は，燃料費調整単価を含まない。

（３） 新旧燃料費調整比較表

現行料金				改定料金			
区分		単位	価格または料金率	区分		単位	価格または料金率
平均燃料価格	基準値	1kℓ	円 26,000	平均燃料価格	基準値	1kℓ	円 26,000
	調整の上限価格	1kℓ	39,000		調整の上限価格	1kℓ	39,000
基準単価	深夜電力A	1契約	円 銭厘 23.415	基準単価	深夜電力A	1契約	円 銭厘 24.084
	深夜電力B	1kWh	0.234		深夜電力B	1kWh	0.241

附則４（消費税法の改正にともなう経過措置）

現行料金				新設料金			
区分		単位	価格または料金率	区分		単位	価格または料金率
基準単価				基準単価	深夜電力A	1契約	円 銭厘 23.415
					深夜電力B	1kWh	0.234

３　料金の算定説明

料金率は，「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げならびに「租税特別措置法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第16号）による地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例にもとづく石油石炭税の税率の引き上げを反映して算定いたしました。